而して圓錐形の網の下端へ重量壹貫五百匁位の石一箇を懸錘し、網に嚢狀を呈せしめると同時に沈降力を助けるとの便に供する樣に構造さる。

漁法

本網は島根縣沿海て鰺の漁期に使用されるものてあつて、小漁船に漁夫二人乘込み沿海三里漁場海深四十尋位の處へ出漁し、網口の處の十字形に組んだ樫材へ水母を結び付け以て鰺の誘致餌差とする。而して元網により網を海中へ垂下し置けば、鰺に網口の處の水母を喰んとして十字架の附近へ群集するものてある。

元來鰺はその習性物に驚けば直ちに水底へ潛入する特性あるものてあるから、若し元網を動かすときは忽ち嚢底へ沈下する、此の時機を逸せず手早く繰り上げ、捕獲する趣向のものてある。

第四　玉筋魚抄網の構造法及漁法

(一)、綟子織、幅一尺長さ六尺六寸切横縫四反、

(二)、同上、三尺切横縫八反及同網地を對角線に沿ふて切斷せる三角形網地二反を第四十九圖に示す樣に二反隔てに縫合す、

(三)、麻糸網、二分五厘目百掛長さ二尺切横縫八反、

(四)、同上、五分目百掛長さ二尺八寸切横縫六反及同網地を對角線に沿ふて切斷せる三角形網地三反を圖に示す樣に二反隔に縫合す、

(五)、緣網、同六分目百掛長さ六寸切横縫六反、

以上網地を點線の處から折返し兩緣て縫合せ嚢狀に構成す、而してその袋口は方七尺に縮結し、張竹及添竹に括り付け以て網口を形成する、

張竹、元口徑一寸五分長さ二間半のもの二本、

添竹、同長さ七尺のものを網の入口前方のみへ添へる、

鵜竿、同長さ三間半、之れに鵜羽を一方の竿頭へ附着す、

漁法

此の網は三重縣地方で使用するもので、毎年玉筋魚の沿海に群來せる時、小漁船に漁夫三人位乘込み出漁し、前記鵜竿で玉筋魚を驅り集め、群圍して海面へ浮游せるを認めたらば、二人の漁夫は張竹各々一本宛を持ち、他の一人は抄網の裏底を支へ乍ら海中へ網を挿入し、玉筋魚を抄ひ捕る趣向の網具である。

第四十九圖
玉筋魚抄網々地配置之圖

第七節　掩網類

第一　あぶらこ掩捕網の構造法

次に記述する、第一及第二の掩捕網は、その趣向刺網に類似して居るが規模極一小て且つ使用法を稍々異にしてゐるから掩網類中へ編入する。

網地、綿絲三號一寸九分目三十五掛編さ卸し十六尋、之を八尋に縮結す、

浮子綱、綿絲四十號若しくは岩絲四枚素大のもの一條を用ゆ、その長さ八尋、

浮子、桐又は椴材長さ七寸徑中央四分位の圓形浮子を浮子綱一尺一寸隔てに附す、

沈子綱、綿絲二十五號長さ八尋のもの一條、

沈子、鉛足一箇四十匁のもの二十三箇を沈子綱へ貫通して等距離に結裝す、

上記の外附屬具として長さ六尋位の竹竿、又は章魚突竿の如き樫の木の棒の尖端に鉾鉤を備へたるもの一本を捕魚の際に用ゆ。

第二　はごとこ掩、捕網の構造法及漁法

網地、綿絲二號一寸三分目二十五掛編さ卸し四尋、之を二尋に縮結す、
浮子綱、綿絲三十號長さ二尋のもの一條、
浮子、桐又は根材長さ六寸徑三分位の圓形浮子を浮子綱一尺隔てに附す、
沈子綱、浮子綱に同じ、
沈子、鉛足五十五粒て重量二百匁位あるものを沈子綱へ貫通して結裝す、

漁法

あぶらこ及はごとこは北海道小樽近海で稱する方言て、學名アイナメの事てあつて共に磯附魚てある。

前記の二掩捕網は高島附近の磯廻り漁師の携帶する網具てあつて、アブラコ及ハゴトコが岩礁の四邊に沈棲し居るを認めたらば、前記附屬具の鉾竿の尖に網の一端を懸けて、箱眼鏡て覗き乍ら海底へ張り卸し、魚の遁逸する模樣を窺ひ、左側又は右側へ網を掩せ廻すのてある。若し此の作業中魚が岩礁の穴へ逃げ隱れたならば、その岩礁の非常に大ならざる限りは網て周圍を蔽ひ置き一側の穴口へ鉾を突き入れれば他側の穴口へ遁出し、茲に於て掩せ廻せる網に纏絡するに至る。かくして後鉾鉤て魚の罹れる網諸共引き揚げて捕獲するものてある。

ハゴトコはアブラコに比し體形稍小て、而も游泳動作の鈍い魚てあれば捕獲も亦容易てあるから第二に記述せる如き小型の網を用ゆるものてある。

第三　投網の構造法

投網は形狀網目の大小及增目方法等各地方により種々差異があつて一樣てないが次に普通に使用される投網の構造を述べる。

掛始め八十掛乃至百二十掛目て七段目卽ち七廻り目の處から一目隔てに一目を增加し、次に二度目の七段目卽ち七廻り目の處て二目隔てに一目を增加し、次に三度目の七段目卽ち七廻り目の處て三目隔てに一目を增加し、順次四度目の七廻り目は四目隔てに五度目の七廻り目は五目隔てに一目宛を增加し、假に掛仕舞八百掛乃至

千二百掛となれば増目法をなさず、其の儘編き卸す事五尺許りて止める。此の五尺の内一尺五寸乃至二尺位を沈子二箇隔て位に吊し、裏返して袋狀を呈せしめ、魚留りを容易ならしめる。

沈子網の長さは二十尋内外で沈子は蛭形一箇重量五匁乃至十匁のものを一網に百五十箇内外を附するものであるが、沈子の輕重は水勢の如何水の深淺或は網絲の原料が絹絲なると麻絲なるとに依り異ふものである。手網は長さ五尋乃至八尋位のものを用ひ、此の手綱と網との結合部へ撚戻器を附け手綱の撚りを戻すに便せしむ。而して網目寸法は掛初めは粗目を用ひ掛終り即ち網裾は捕獲する魚族の種類に應じて定めるものである。

漁法

陸打ちと船打ちとの二種類がある。手綱の端を手頸に結び畳き其手綱を輪に卷き網裾の處三尺斗りを殘し左手に握り、殘餘の内三分の一を左腕に掛け、三分の一を

右手に持ち、中央三分の一は垂下し、前後へ拍子を付けて振り、其の勢で投網擴張するのである。此の時網裾を圓形に擴げる事は非常な熟練を要するものである。

第四　鰯投網の構造法及漁法

本網の構造法は頂部へ極上等の細き網絲を用ひ、裾部に至るに從ひ絲を稍太くしてある。網目は八分乃至一寸三分位で、その度合は鰯の成長の季節により異ふ。掛目は頂部百二十から編き始め、裾部は五百乃至七百で留めてある。而して沈子の數は網の大小に依つて増減あるが一箇重量十二匁から十六匁位のものを百十箇乃至百八十箇を結付する。頂部に附せる手綱は麻三子綯ひ長さ五尋乃至八尋位あつて、その端へ浮標樽一箇を結裝するものである。

漁法

本網は肥前の國島原地方で使用されて居るもので、漁船八艘乃至十艘が一隊をなし、各船網を三張宛搭載し、暗夜に乗じて出漁し、その漁場は沿岸海深十尋内外で

海底は砂又は泥土の而も平地を良しとする。斯くて各船圓陣に排列し、鰯の跳躍する音響或ひは海面の輝くを合圖とし、第一番船から順次網を投下する。而して直ちにその網を揚くる事をせないて、手網の端に結附しある浮標樽を海上に浮べ、その儘放置し、更に船は内部へ進入し圍み打つのである。斯樣にして各船が積載せる三張の網を投じ畢る。こゝて各船は放棄し置いた元の浮標樽へ辿り着き揚網し鰯を捕獲するのである。

前述の漁法は蓋し鰯は四面から所謂寄せ打ちにすれば、その音響に驚き外面へ遁れるとはせないて、却つて投網圍繞の内部へ集るの習性あるを能く利用したものである。

漁師必携

漁網集覽

終り

附錄

海錨の構造と使用法に就いて

海錨とは荒天の際、船舶の航行が、不可能な風波に際し、海上で漂蕩せんとするとき之れを使用し、船首を風位に立たしめ、以て沖合で船體の安全を保つ爲めの要具である。

完全な海錨の構造法は、徑八寸五分、長さ船幅の二分の一位の圓材二本を十字形に組み、之れを螺旋釘で固定し、夫れに帆布を兩面から張り附け、而して十字形に組んだ圓材の各頂端から長さ三尋、周り一寸三分位のロープ又は鎖四本からなる股木綱を設け、以て曳綱を茲に結附する。而して圓材の一下部に一條の丈夫な大索長さ五尋許の端へ小錨を結び附ける。又此の小錨を附した圓材の上部に起し綱を結着す。之れ海錨の投入又は引揚げの便に供するためのものである。

上述の如き完全な海錨の設備のない船舶では、臨時適宜の圓材へ三角帆の一

邊を取付け、之れに三本の股木綱を結び、帆の下端へ小錨を吊り下げ、而して股木綱へ曳綱を結附し、以て代用に使用することもある。

海錨として使用されるのは、前記二種類の外に輪に卷いた綱、又は延繩を滿たした繩鉢、或は網地の一部とか、延繩用の浮標十數本を併せたもの等を嚴重にロープで綱り、之れに小錨を吊り下げ間に合はせに使用する事もある。

次に第五十圖に示す海錨は近年考案されたもので、吃水線の長さ五十尺以下の船舶或は普通漁船等に最も適當する構造のものである。

その一つは鐵製圓環（イ）に尾孔のある三番乃至六番の帆布で作れる圓錘形長さ四尺位の袋（ロ）を取り付け、之れに長さ十五尺内外の馬尼剌ロープならば徑五分、麻綱ならば徑四分五厘の釣紐（ホ）を結び、（ヘ）なるロルクス布袋のペンキ塗浮標を取り付け此の釣紐を伸縮し乍ら海中適當の深度へ懸垂する。而して股木綱（ハ）は其の長さ袋の長さと同じて四本から成り、（イ）の環に結び圖の如く一ヶ所に集めて、長さ百尋乃至百五十尋の曳綱（ニ）に繼括する。

次に（ト）は曳綱と掬長の別揚詳綱（チ）を裝備し結付し使用後海錨の引揚げに便する為めである。

他の世つ袋（ヘ）鐵製圓環の代用として木製旋釘で固着し、兩材の開閉に便する樣にしたものて、袋は方錐形狀を為る。其他の構造裝置は前述の如く四個環のもの點等同じ。

次に前記漁船に適する海錨の大さは、船の大事次第も異なるも其の概略を示す。

寸法の二三例を次表に指示する。

船型	水線の長さ	袋口の徑	袋の長さ	袋尻の徑	綱の種類	綱の徑	綱の種類	綱の徑
二十尺	十尺	一尺七寸	二尺五寸	一寸七分	マニラ綱	徑五分	麻綱	徑六分五厘
					麻綱	徑四分五厘	麻綱	徑六分
四十尺	十尺	二尺五寸	三尺五寸	三寸四分	同	徑六分五厘	同	徑八分
		三尺四寸	四尺四寸	五寸	同	徑七分	同	徑一寸一分
					同	徑六分五厘	同	徑九分五厘
五十尺	四尺二寸	五尺二寸	六寸七分	同	徑八分	同	徑一寸三分五厘
					同	徑七分	同	徑一寸一分

使用法

從來日本型漁船が沖合で遭難した場合「タラシ」を成すのに帆、桁、繩筵、網地或は錨等を海中へ投じ避難する方法を講じて居るが、併し時化が募つて曳綱でも切斷さるれば、此等の必要具を放棄せねばならん破目に出會する。故に前述せる「シーアンカー」と稱する專門の要具を準備し、曳綱も頑丈なものを撰び置く事は肝要である。「タラシ」をなすのに二本も三本も曳のは、綱の方向が一致しないから宜しくない、可成一本の丈夫な曳綱にするのは要用な事である。沖合で船を風波に直立せしむるには、船の艙へ小さい時化帆を揚げ置き後「シーアンカー」を表に投げ込むのである。此の時浮標綱が海錨へ絡まぬ樣に、又曳綱は丸めて投げ込まず表二番の船梁に掛け除ろに伸し、余り弛まぬ樣に注意せねばいかん。而して曳綱が船の欄干に摩れる處へは筵か或は古さ帆布等を以て掩ひ摩れ除けを施さねばならん。艙へ揚げる時化帆は「デンチュウ」卽ち小矢帆か又は表三角帆を間に合はせに使用する事あ

第五圖

漁船に適するシーアンカー海錨構成之圖

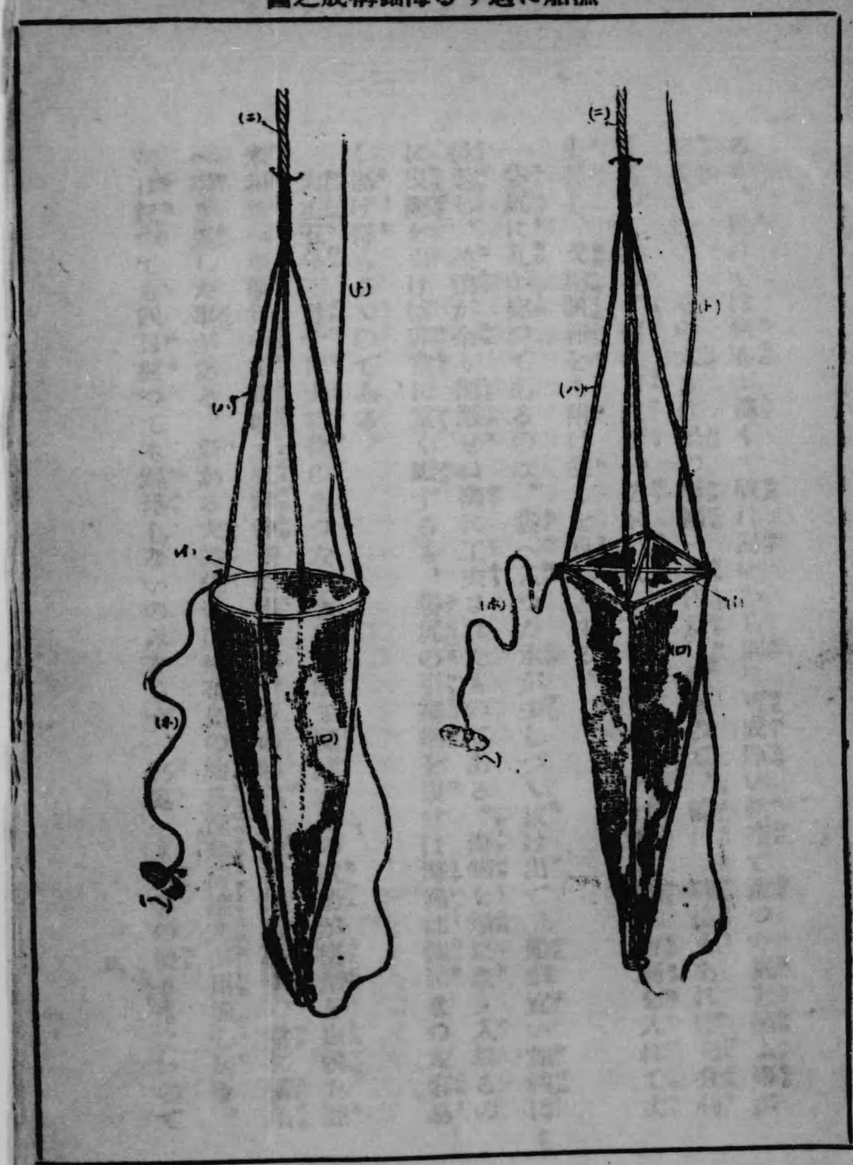

るも、此れては帆布が薄くて破れ易いから別に可成厚い帆布で造つた帆を備ふ事が必要である。その大さは船の肩幅一丈内外のもので、檣付二間位もあれば充分利くものである。檣は可成艙の方に立て、此の帆の周りへは殊に強い力綱を入れて丈夫にし、又縮帆紐をも附け置くを良しとする。

袋尻に孔が穿つてあるのは、袋へ入つた水が少しづゝ抜け出て、船が宜い加減に後退し、波浪が余り衝激せぬ樣に工夫されたものである。海錨を船に取り入れるのに曳網を引けば非常に重く感ずるも、袋尻の引揚綱を曳けば海錨は倒になつた容易く揚げ得らるゝのである。

大正五年三月十日大時化のあつたときに、四千噸ばかりの汽船が横濱を出帆し亞米利加への航行中千葉縣犬吠岬沖まで出たが、その時化を凌ぎ切られず、遂に横濱へ引き返した事がある。斯かる大時化に房州布良の鮪縄漁船清澄丸が出漁し居り、三日經つても四日經つても歸港しないのみならず、何處へも何等の便りもないので

[illegible]艦へ越す捜索方出[illegible]なかなか[illegible]居る内同船[illegible]

のである。此の大時化に[illegible]

を捜索した[illegible]船が漂流直前[illegible]

が遽かに手を拍つて[illegible]

艦に時化帆を揚げよと言つるを急に思ひ浮んだのである。併し本船は此の時化帆を準備し居らなかつたから仕方なく間に合はせに表三角帆を[illegible]

ヲの處まで懸けた、斯くせる内見る間に船は直立し安全に此の大時化を凌ぐ[illegible]

のである。故に此の時化帆を船體の後部に張ると言ふ事は緊要な事であ[illegible]

錨と共に是非準備し置かねばならんものである。

次に船を荒濱へ艦付に着けるのに、從來一般に錨を投じ船の横倒れせぬ様にして居るが、此の時海が深いと錨綱が下から來て、その綱が船に利きたるとき表を突き込み波を被る事がある。或は海底が暗礁の多い處であれば、錨の爪が壓り抜げない事

があるが、併し此の際海錨を使用すれば斯様な憂ひなく大いに便利な事がある。又船が荒波立ち騒ぐ川口へ押し込むとき、高浪の爲め舵が切れる事がある。かゝる際船の艦へ海錨を曳き、袋尻の引揚網を被釣り乍ら入口すれば、船の進行を妨げず、横倒れもせず危險を免れる事が出來るのである。

此の引揚網は艦のタツの處から採り、尚海錨の利き強き場合は力を抜くのには沖合で使用する様に網を引いて袋中の水を吐かもあれば良いのである。前述せる用口へ押込む場合は、曳網及浮標網都も釣紐を沖合で使用するよりも少し短縮するを宜しとする。

海錨も最も巧妙に使用し著しきを其の効能を顯したのは、彼の有名な英國人「ボ[illegible]」と稱する船長である。四十幾年間の長き船乗業中大小幾多の船舶の長として職を操りたるが、其内特筆すべきは僅か三噸内外の小舟で世界巡遊した事である其の内で「ヂヌカ」と稱する周圍五尺五寸長き三尺六尺の別船で一人或は二人乘で

亞米利加から英國へ至る航路四萬浬も乗り越した事がある。又我が横濱へ來て肩幅八尺長さ三丈五尺の「シークキン」と稱する船を新造し、三人乗りて大平洋を横斷せんと企て横濱を出帆し、世界の難所である黒潮に差懸つた、その時は大正元年八月三十一日の大時化の日て、伊豆大島波浮の港は滅茶苦茶に破壊され、房州上總の沿岸は莫大な損害を被つた日てあつた。此の日此人の日記に次の樣な記事がある如何に該日の時化が激しかつたかゞ想像されるだらう。

「朝九時頃風は增々激敷吹き荒び、篠突く雨輕輕たる艙は全く物凄かりき、波を靜める爲めに撒く油は忽ち浪間に失せて其の甲斐なき程に、玆に「シークキン」號は「シーアンカー」を曳き初めたるに、本船は別に危險も認めぬ樣になつた。然るに颶風は益々募り、丈夫な時化帆は遂に吹き破られたと思ふ間もなく海錨の曳綱は切斷された、斯くては何條以て堪へ得らるべき、可憐な「シークキン」は忽ち轉覆し、此の瞬間に余は波に拂ひ去られたが、漸く船底へ取り縋つた。後波に艙は根元から折られ、その拍子に船が起き直つたから之れに余も他の二人も這ひ登つたが最早迚も如何とも成す事が出來なくなつて、運を天に任せ「コンパニオン」（船室の入口）を閉ぢ船室内に籠りゐたるに、神の加護か風位變り四時間計りの後には安神の出來る天候となつて、命は助かつたのてある。若し此の時に時化帆を奪はれず、海錨の綱も切られなかつたらば、「シークキン」號は無事に此の大時化を凌駕したてあらう」と記されてある。

前述した處により、如何に「シーアンカー」が時化の場合効用があるかゞ解されるだらう。漁撈を職とする人の沖合て時化に遭遇した際は、是非共海錨を整へ置き難船豫防の用意となし、船體と生命の安全を計る事は肝要てあるから、特に附錄として卷末に記して參考に資する次第てある。

附錄 終り

大正七年十一月十七日印刷
大正七年十一月二十日發行

漁網必携 漁網集覽奥付
正價金壹圓八拾五錢

編著者 伊吹群作

編著者 北海道小樽區潮見臺町二十三番地 小池源司

發行者 北海道小樽區潮見臺町二十三番地 伊吹群作

印刷人 東京市牛込區西五軒町五十二番地 福田太郎

印刷所 東京市牛込區西五軒町五十二番地 福山印刷所

不許複製

發賣所

386
M

終